

諏訪之瀬島の噴火警戒レベルの判定基準の改定について

諏訪之瀬島の噴火警戒レベルの判定基準のうち、レベル3の基準について見直しました。

気象庁では、噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、噴火警戒レベルの判定基準の精査作業を進め、順次公表しています。また、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っています。

今般、諏訪之瀬島（鹿児島県）について、これまでの観測事例や研究成果をもとに、噴火警戒レベルのうち、レベル3の基準を以下のとおり見直しました。

- ・ 諏訪之瀬島では2020年12月以降、大きな噴石の飛散がしばしば観測されるようになりましたが、最近の半年以上活動を繰り返した事例では、活動初期から、数日間の爆発回数が増える傾向にあることがわかりました。このため、これまで想定していた比較的短期間の活動活発化に加えて、中・長期的に活動の高まりが継続する場合にも対応するため、新たに基準として爆発回数を、中・長期的の活動の高まりや継続を評価する指標として設定しました。

【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表
https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

気象庁 地震火山部 火山監視課 担当 長谷川
電話 03-6758-3900（内線 5211）